

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成8年10月に「さわやかあまがさき障害者計画（尼崎市障害者福祉新長期計画）」を策定し、障害者施策の推進を図ってきました。また、平成22年3月には、障害者施策に関わる様々な法改正や社会状況の変化を踏まえ、「尼崎市障害者計画（第2期）」を策定し、「誰もが豊かに、自立して暮らせる支え合いの共生社会」を基本理念に各種施策を推進してきました。さらに、障害者自立支援法に基づく市町村障害福祉計画については、平成18年度から3年ごとに「尼崎市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の整備に取り組んでいます。

「尼崎市障害者計画（第2期）」の策定以降、国においては、障害者制度改革が進められており、平成23年7月に障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、日常生活または社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるとする考えのもと、障害のある人の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれたことや、差別の禁止（合理的配慮¹義務）などが新たに規定されました。その後、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25年4月には、障害者自立支援法に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病²等が加わったほか、新たなサービス体制等について定められました。また、平成25年6月には、障害を理由とする差別を解消するための措置などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しており、平成28年4月から施行されることとなっています。さらに、平成25年9月には、国の「障害者基本計画（第3次）」が策定されており、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な方向が示されています。

これらの法的な整備等を踏まえ、国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准するなど、障害のある人を取り巻く環境や施策は大きく変化しています。

このような変化に対応するとともに、本市におけるこれまでの障害者施策の状況を踏まえ、障害のある人の実態やニーズに即した施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「尼崎市障害者計画（第3期）」（平成27年度から平成32年度まで）と、「尼崎市障害福祉計画（第4期）」（平成27年度から29年度まで）を一体的に策定するものです。

¹ 合理的配慮







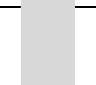





障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くためになされる必要で合理的な配慮のこと。

² 難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病。

2

障害者施策の動向（障害者自立支援法施行以降）

年	月	障害者施策関連の主な動き	
平成 18 年 (2006 年)	4月		「障害者自立支援法」の一部施行
	6月		「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律」の全面施行
	10月		「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立
	12月		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の成立
平成 19 年 (2007 年)	2月		「障害者自立支援法」の全面施行
	4月		第 61 回国連総会本会議で「障害者権利条約」を採択
	6月		「バリアフリー法」の施行
	9月		「尼崎市障害福祉計画（第 1 期）」の策定
平成 20 年 (2008 年)	4月		「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行
	6月		「第 1 期兵庫県障害福祉計画」の策定
平成 21 年 (2009 年)	9月		「障害者権利条約」の署名
	12月		国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、第 2 次アジア太平洋障害者の十年「びわこミレニアムフレームワーク（BMF）」を補完する「びわこプラスファイブ（BPF）」を採択
平成 22 年 (2010 年)	12月		国において「重点施策実施 5 か年計画（後期）」の決定
平成 20 年 (2008 年)	12月		「身体障害者補助犬を使う身体障害者が自立と社会参加することが促進されるための法律（身体障害者補助犬法）」の一部改正（平成 20 年 4 月及び 10 月施行）
平成 21 年 (2009 年)	4月		「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の成立
平成 22 年 (2010 年)	3月		「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の施行（一部、平成 22 年 7 月及び平成 27 年 4 月施行）
平成 23 年 (2011 年)	4月		「第 2 期兵庫県障害福祉計画」の策定
平成 24 年 (2012 年)	3月		「尼崎市障害者計画（第 2 期）・障害福祉計画（第 2 期）」の策定
	5月		「ひょうご障害者福祉プラン」の策定
平成 23 年 (2011 年)	6月		「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（整備法）」の成立・一部施行（他、平成 23 年 10 月及び平成 24 年 4 月施行）
	7月		「障害者虐待防止法」の成立
	8月		「障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）」の成立
平成 24 年 (2012 年)	3月		「改正障害者基本法」の施行（一部、平成 24 年 5 月施行）
	5月		「尼崎市障害福祉計画（第 3 期）」の策定
	6月		「第 3 期兵庫県障害福祉計画」の策定
	10月		ESCAPにおいて、アジア太平洋障害者の十年を延長する決議採択
	11月		「障害者総合支援法」の成立
平成 24 年 (2012 年)	5月		「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の成立
	6月		「障害者虐待防止法」の施行
平成 24 年 (2012 年)	10月		ESCAPにおいて、第 3 次アジア太平洋障害者の十年「仁川戦略」を採択
	11月		

年	月	障害者施策関連の主な動き	
平成 25 年 (2013 年)	4月	↑ 障害者総合支援法 ↓	「障害者総合支援法」の施行（一部、平成 26 年 4 月施行）
	5月		「障害者優先調達推進法」の施行
	6月		「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立
	9月		「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（改正精神保健福祉法）」の成立 「障害者差別解消法」の成立（平成 28 年 4 月施行） 「障害者雇用促進法の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の成立 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行
平成 26 年 (2014 年)	1月 4月		「障害者権利条約」を批准 「改正精神保健福祉法」の施行（一部、平成 28 年 4 月施行）

3 各障害者施策の概要

年	月	施策	概要
平成 18 年 (2006 年)	4月	「障害者自立支援法」の一部施行	平成 17 年 10 月に成立した「障害者自立支援法」のうち、サービスに対する利用者の原則 1 割負担や施設に対する報酬算定の月額制から日額制への変更等が実施された。
平成 18 年 (2006 年)	4月	「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」の全面施行	精神障害のある人に対する雇用対策の強化や在宅就業している障害のある人に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携を図ることを目的に、平成 17 年 10 月に一部施行されていた「障害者雇用促進法の一部を改正する法律」が全面的に施行された。
平成 18 年 (2006 年)	4月	「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立	児童・生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校に一本化することや、発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する適切な教育の実施を規定する等の改正が行われた。
平成 18 年 (2006 年)	6月	「バリアフリー法」の成立	高齢者、障害のある人等の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的に、①公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進、②地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進、③心のバリアフリーの推進等が定められた。

年	月	施策	概要
平成 18 年 (2006 年)	10 月	「障害者自立支援法」の全面施行	「障害者自立支援法」のうち、新たな施設・事業体系への移行に関する事項、地域生活支援事業に関する事項等が施行された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「障害者権利条約」を採択	障害のある人の自立の尊重、非差別、社会参加等を原則とし、人権や基本的自由の享有の促進・保護及び尊厳を守ることを目的として採択された。
平成 18 年 (2006 年)	12 月	「バリアフリー法」の施行	平成 18 年 6 月に成立した「バリアフリー法」が施行された。
平成 19 年 (2007 年)	2 月	「尼崎市障害福祉計画（第 1 期）」の策定	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量及びサービス提供体制を確保するための方策等を定める市町村障害福祉計画として策定した。目標年度は、平成 20 年度としている。
平成 19 年 (2007 年)	4 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行	平成 18 年 4 月に成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行された。
平成 19 年 (2007 年)	6 月	「第 1 期兵庫県障害福祉計画」の策定	障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の必要量及びサービス提供体制を確保するための方策等を定める都道府県障害福祉計画として策定された。目標年度は、平成 20 年度とされている。
平成 19 年 (2007 年)	9 月	「障害者権利条約」の署名	平成 18 年 12 月に国連で採択された「障害者権利条約」に日本が署名した。
平成 19 年 (2007 年)	9 月	ESCAP において「びわこプラスファィブ」を採択	「アジア太平洋障害者の十年」の第 2 次計画となる「びわこミレニアムフレームワーク (BMF)」を補完するため、① 7 つの優先領域へ追加的な行動を提供すること、② 戦略 4 分野を 25 の追加的戦略をもつ 5 分野に再構築すること、③ BMF の実施における「協力、支援、モニタリング、レビュー」に 3 つの戦略を追加すること、の 3 点が定められた。
平成 19 年 (2007 年)	12 月	「重点施策実施 5 か年計画（後期）」の決定	国の障害者基本計画に基づき、後期 5 年間（平成 20 年度から平成 24 年度）を計画期間とし、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に寄与するため、① 障害者のライフサイクルの前段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと、② ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や障害のある人への情報提供の充実等を図ること、③ 「障害者自立支援法」の見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと、④ 「障害者権利条約」の早期締結を目指して国内法令の整備を図ることといった重点が定められた。

年	月	施策	概要
平成 19 年 (2007 年)	12 月	「身体障害者補助 犬法の一部を改正 する法律」の成立	補助犬を使用する身体障害のある人の自立と社会参加 の更なる促進を図るため、「身体障害者補助犬法」の一 部が改正された。平成 20 年 4 月から、都道府県は補助 犬の同伴または使用に関する苦情を処理する相談窓口 を設けなければならないとされ、同年 10 月からは、 障害のある人を雇用する事業所及び事務所における、 補助犬の受け入れが義務化された。
平成 20 年 (2008 年)	12 月	「障害者雇用促進 法の一部を改正す る法律」の成立	障害のある人の就労意欲の高まりや短時間労働に対す るニーズへの対応を図るため、①障害者雇用納付金制 度の適用対象の範囲拡大を図るなどの中小企業におけ る障害のある人の雇用の促進、②短時間労働に対応し た雇用率制度の見直し等について改正が行われた。
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「障害者雇用促進 法の一部を改正す る法律」の施行	平成 20 年 12 月に成立した「障害者雇用促進法の一 部を改正する法律」が平成 21 年 4 月から段階的に施 行された。
平成 21 年 (2009 年)	4 月	「第 2 期兵庫県障 害福祉計画」の策 定	第 1 期計画の進捗状況や課題を踏まえた計画改定が行 われた。目標年度は、平成 23 年度とされている。
平成 22 年 (2010 年)	3 月	「尼崎市障害者計 画（第 2 期）・障 害福祉計画（第 2 期）」の策定	国における様々な制度改正や「障害者権利条約」の署 名など、社会状況の変化を踏まえ、尼崎市における今 後の障害者施策の方向性を明らかにするため、障害者 基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者自立支援 法に基づく市町村障害福祉計画を一体的に策定した。 目標年度は、障害者計画を平成 26 年度、障害福祉計 画を平成 23 年度としている。
平成 22 年 (2010 年)	3 月	「ひょうご障害者 福祉プラン」の策 定	国の総合的な制度改正等を踏まえ、①親世代が高齢化 する中で、障害のある人が行き場をなくすることがない 受け皿づくり、②当事者の高齢化に対応できる支援体 制の構築、③支援の手が届きにくい人に対応できる支 援体制の構築、④生活しやすい社会づくりなどの取り 組みの方向が定められた。目標年度は、平成 26 年度 とされている。
平成 22 年 (2010 年)	12 月	「整備法」の成 立・一部施行	障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害のある 人の地域生活を支援するための法改正で、①利用者 負担の見直し（平成 24 年 4 月施行）、②障害者の範囲 の見直し（公布日施行）、相談支援の充実（平成 24 年 4 月施行）、③障害児支援の強化（平成 24 年 4 月施 行）、④地域における自立した生活のための支援の充実 （平成 23 年 10 月施行）等が主な内容として定めら れた。

年	月	施策	概要
平成 23 年 (2011 年)	6 月	「障害者虐待防止法」の成立	障害のある人の尊厳を守り、自立と社会参加を支援する上で、虐待を防止することが極めて重要であるとして、①障害者に対する虐待の禁止、②国や地方公共団体等の責務、③虐待を受けた障害のある人に対する保護及び自立の支援のための措置、④養護者に対する支援のための措置等が定められた。
平成 23 年 (2011 年)	7 月	「改正障害者基本法」の成立	全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、①障害者の定義の見直し、②地域社会における共生の実現、③差別の禁止（合理的配慮義務）、④国際的協調の推進、⑤国民の理解促進と責務等、自立や社会参加支援に重点を置いて規定の改正が行われた。
平成 23 年 (2011 年)	8 月	「改正障害者基本法」の施行	平成 23 年に成立した「改正障害者雇用促進法」が施行された（一部、平成 24 年 5 月施行）。
平成 23 年 (2011 年)	10 月	「改正障害者自立支援法」の一部施行 （「整備法」による）	「整備法」による「改正障害者自立支援法」のうち、重度の視覚障害のある人の外出支援の個別給付化（同行援護の創設）及びグループホーム ³ ・ケアホーム ⁴ 利用者への家賃助成に関する規定が施行された。
平成 24 年 (2012 年)	3 月	「尼崎市障害福祉計画（第 3 期）」の策定	障害者制度全般にわたる制度の見直しや「改正障害者自立支援法」の施行等の状況を踏まえつつ、相談支援の充実や新たなサービスの創設等への対応を図り、今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供することを目的に策定した。目標年度は、平成 26 年度としている。
平成 24 年 (2012 年)	3 月	「第 3 期兵庫県障害福祉計画」の策定	第 2 期計画の進捗状況や課題を踏まえるとともに、「改正障害者基本法」、「改正障害者自立支援法」、「障害者虐待防止法」の成立等を踏まえ、見直しが行われた。目標年度は、平成 26 年度とされている。

³ グループホーム（共同生活援助）

共同生活を営むべき住居に入居している障害のある人に、主として夜間に共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

⁴ ケアホーム（共同生活介護）

共同生活を営むべき住居に入居している障害のある人に、主として夜間に共同生活を営む住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行う。

年	月	施策	概要
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正障害者自立支援法」の全部施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正障害者自立支援法」により、①利用者負担の原則応能負担、②相談支援の充実(市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」の法定化、地域移行・定着支援の個別給付化、支給決定プロセスの見直し、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大)、③成年後見制度 ⁵ 利用支援事業の必須化、④障害児支援の強化、⑤事業者の業務管理体制の整備等に関する改正規定等が施行された。
平成 24 年 (2012 年)	4 月	「改正児童福祉法」の施行 (「整備法」による)	「整備法」による「改正児童福祉法」により、①障害児施設の一元化(児童発達支援センター、障害児入所施設)、②通所支援の実施主体を市町村に移行、③放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設、④18歳以上の障害児施設入所者は障害保健福祉施策による対応等が定められた。
平成 24 年 (2012 年)	5 月	ESCAP において、「第3次アジア太平洋障害者の十年」決議を採択	ESCAP 総会において、「第3次アジア太平洋障害者の十年(2013-2022年)」決議が採択された。
平成 24 年 (2012 年)	6 月	「障害者総合支援法」の成立	「障害者自立支援法」に代わる新たな法整備として、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、①障害者の範囲の見直し(障害者の範囲に難病等を追加)、②障害支援区分の創設、③障害者に対する支援拡充(重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等)、④サービス基盤の計画的整備等が定められた。
平成 24 年 (2012 年)	6 月	「障害者優先調達推進法」の成立	障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済的自立を進めるため、①公契約における障害者の就業を促進するための措置、②障害者就労施設等の供給する物品等の情報提供等が定められた。
平成 24 年 (2012 年)	10 月	「障害者虐待防止法」の施行	平成 23 年6月に成立した「障害者虐待防止法」が施行された。

⁵ 成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々が被害や不利益を被らないよう、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所に関する契約等に対して支援を行う制度。

年	月	施策	概要
平成 24 年 (2012 年)	11 月	ESCAP において、第 3 次アジア太平洋障害者の十年「仁川戦略」を採択	「第 3 次アジア太平洋障害者の十年（2013—2022 年）」の行動計画として、「仁川（インチョン）戦略」が採択され、「貧困の削減と労働及び雇用の見通しの改善」、「政治プロセス及び政策決定への参加促進」等、障害者施策に関する 10 の目標、期間内に達成すべき 27 のターゲット及びその進捗状況を確認するための 62 の指標が設定された。
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者総合支援法」の施行	平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」により、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等を加えることやサービス基盤の計画的整備等の規定が施行された。（一部、平成 26 年 4 月施行）
平成 25 年 (2013 年)	4 月	「障害者優先調達推進法」の施行	平成 24 年 6 月に成立した「障害者優先調達推進法」が施行された。
平成 25 年 (2013 年)	5 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立	「公職選挙法」の一部改正により、①成年被後見人の選挙権の回復、②病院等の不在者投票における外部立会人の努力義務化、③代理投票における補助者の見直し等が定められた。
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「改正精神保健福祉法」の成立	精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、①保護者制度の廃止、②医療保護入院における入院手続等の見直し等の改正が行われた。
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「障害者差別解消法」の成立	全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること等が定められた。 (平成 28 年 4 月施行)
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「改正障害者雇用促進法」の成立	雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するため、①障害者に対する差別の禁止、②事業主による合理的配慮の提供義務、③苦情処理・紛争解決、④精神障害者の雇用義務化（精神障害者を法定雇用率の算定基礎に追加）等が定められた。 (平成 28 年 4 月施行、一部、平成 30 年 4 月施行)

年	月	施策	概要
平成 25 年 (2013 年)	6 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行	平成 25 年 5 月に成立した「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行された。
平成 25 年 (2013 年)	9 月	「障害者基本計画（第 3 次）」の策定	「改正障害者基本法」に基づき、政府が策定する障害者施策に関する基本計画として策定された。①障害者施策の基本原則等の見直し、②計画期間の見直し、③施策分野の新設（「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の 3 分野を新設）、④既存分野の施策の見直し、⑤成果目標の設定、⑥計画の推進体制の強化等が主な特徴として見直されている。 目標年度は、平成 29 年までの 5 年間とされている。
平成 26 年 (2014 年)	1 月	「障害者権利条約」を批准	平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 19 年 9 月に日本が署名した「障害者の権利に関する条約」について、条約締結に向けた国内法の整備が充実したことにとともに、平成 26 年 1 月 20 日、障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本は 141 番目の締約国・機関となった。
平成 26 年 (2014 年)	4 月	「改正精神保健福祉法」の施行	平成 25 年 6 月に成立した「改正精神保健福祉法」が施行された。（一部、平成 28 年 4 月施行）